

令和8年度高知県立中学校入学者募集における追検査実施要項

1 追検査の実施について

(1) 対象者

検査の当日、急病、事故等のやむを得ない理由により、別室受検等の特別措置をもってしても令和8年度高知県立中学校入学志願者取扱要項Ⅳに規定する適性検査、作文及び面接を受検できない者として高知県教育委員会が追検査の対象であると認めた者

(2) 受検手続

追検査の受検を希望する入学志願者は、令和8年2月14日（土）午前10時までに、高知県教育委員会事務局高等学校課に電話連絡を行ったうえで、令和8年2月17日（火）正午までに、次の書類を高知県教育委員会事務局高等学校課長あてに提出しなければならない。

ア 追検査受検願（様式追1）

イ 受検票（複写可）

ウ 診断書等、受検できなかった理由を証明する書類

高知県教育委員会は、受検を許可する場合には、令和8年2月19日（木）までに、追検査受検承認証（様式追2）を入学志願者に交付する。また、追検査受検の可否の決定において、必要な場合には、市町村（学校組合）教育委員会又は在籍学校への確認を行う。

(3) 日程

令和8年2月28日（土）

なお、日程の詳細については、追検査受検承認証（様式追2）と併せて通知する。

(4) 検査会場

志願先の県立中学校とする。

(5) 検査内容

適性検査、作文（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

なお、検査等の内容については、公開しない。

(6) 入学予定者の決定

ア 入学予定者は、入学者選考委員会において、検査等及び面接の結果並びに志願理由書を資料とし、入学志願者の意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。

イ 各県立中学校長は、追検査の受検手続において不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

(7) 入学予定者の発表

受検者には、令和8年3月6日（金）に、簡易書留郵便（親展）で選考結果を通知する。

(8) 入学予定者の手続

ア 入学予定者の保護者又はその代理人は、令和8年3月9日（月）又は令和8年3月10日（火）の午前9時から午後5時までの間に、入学意思確認書を該当の県立中学校長に提出しなければならない。その際、受検票の確認を行う。

イ その他入学予定者の手続に関することについては、令和8年度高知県立中学校入学志願者取扱要領Ⅲに準ずるものとする。

2 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。